

畑作物共済

畑作物共済制度は、大豆、ホップが気象上の原因による災害、火災、病虫害、鳥獣害によって減収したとき、蚕児や桑が気象上の原因による災害、火災、病虫害、鳥獣害によって被害を受け、繭が減収したときに補償する制度です。大豆においては平成 16 年産から一筆単位に引受け、一筆単位で損害評価を行う一筆方式が導入され、また全相殺方式の地域指定制が廃止され、加入要件を満たしていれば個人で加入することができるようになりました。

□ 加入できるのは

- ◇ 大豆 実とり大豆を 5a 以上栽培している農家です。枝豆は加入できません。
- ◇ ホップ ホップを 5a 以上栽培している農家です。
- ◇ 蚕 繭 次に掲げる飼育箱数に該当する農家です。
春 蚕 繭（飼育する箱数が 1.0 箱以上） 初秋蚕繭（飼育する箱数が 0.5 箱以上）
晩秋蚕繭（飼育する箱数が 0.5 箱以上）

□ 対象となる災害(共済事故)は

- ◇ 大豆 ホップ 風水害、干害、冷害、ひょう害その他気象上の原因（地震及び噴火を含む。）による災害、火災、病虫害及び鳥獣害です。
- ◇ 蚕 繭 蚕児 風水害、地震又は噴火による災害、火災、病虫害及び鳥獣害です。
桑葉 風水害、干害、凍害、ひょう害、雪害その他気象上の原因（地震及び噴火を含む。）による災害、火災、病虫害及び獣害です。

□ 補償する期間（共済責任期間）は

- ◇ 大豆 発芽期（移植をする場合にあっては移植期）～収穫をするに至るまでの期間
- ◇ ホップ 発芽期～収穫をするに至るまでの期間
- ◇ 蚕 繭 それぞれの蚕期に使用する桑の発芽期から収穫をするに至るまでの期間。ただし、春蚕繭については発芽期前の 12 月 10 日から責任が始まります。
*この間に共済事故が発生し一定の損害割合を超える場合から共済金をお支払いいたします。

□ 加入方式は

共済目的の種類	加入方式	内 容
大豆	一筆方式 （7割補償） [支払開始損害割合 3割]	ほ場ごとにみた減収に応じて共済金をお支払いする方式で、ほ場の基準収穫量の 3割 を超える減収分から補償されます。
	半相殺方式 （8割補償） [支払開始損害割合 2割]	農家ごとにみた減収に応じて共済金をお支払いする方式で、農家の総基準収穫量の 2割 を超える減収分から補償されます。 増収率がある場合は、基準収穫量で計算します。
	全相殺方式 （8割補償） [支払開始損害割合 2割]	農家ごとにみた減収に応じて共済金をお支払いする方式で、農家の総基準収穫量の 2割 を超える減収分から補償されます。増減収を完全に相殺します。
ホップ	全相殺方式 （8割補償） [支払開始損害割合 2割]	農家ごとにみた減収に応じて共済金をお支払いする方式で、農家の総基準収穫量の 2割 を超える減収分から補償されます。増減収は完全に相殺されます。
蚕 繭	全相殺方式 （8割補償） [支払開始損害割合 2割]	農家ごと蚕期（春蚕、初秋蚕、晩秋蚕）ごとの減収に応じて共済金をお支払いする方式で、農家の基準収繭量の 2割 を超える減収分から補償されます。

- * 大豆全相殺方式への加入は、生産量のおおむね全量を原則として過去5か年間、出荷データ等の資料提供が得られるJA等に出荷しており、今後も出荷することが確実であることの要件が必要です。
- * ホップについてはホップ会社との契約栽培であり、また蚕繭については業者への出荷であることから農家単位に一括して収穫量（収繭量）を把握できる全相殺方式を採用しております。
- * 補償割合とは（総）基準収穫量の最高補償割合をいいます。この割合をかけたものが引受収量となります。一方、支払開始損害割合は、共済事故により減収が発生した場合、（総）基準収穫量に、この割合をかけたものを超える減収から共済金が支払われます。

□ 補償金額（共済金額）と共済掛金は

共済金額は、最高補償限度額のことです。共済事故により一定の損害割合を超える場合から共済金額の範囲内で共済金をお支払いいたします。共済掛金は共済金額に共済掛金率をかけて算出します。共済掛金率は大豆・ホップ・蚕繭とも組合別に設定されております。

例 大豆共済金額と共済掛金の事例 ほ場面積各 10a、kg 当たり共済（補償）金額 224円。（単位：kg・円）							
項目	ほ場 1	ほ場 2	ほ場 3	ほ場 4	ほ場 5	計	備考
基準収穫量	200	200	200	200	200	1,000	50a
①引受収量	140	140	140	140	140	700	一筆
②引受収量	—	—	—	—	—	800	半相殺
③引受収量	—	—	—	—	—	800	全相殺
④共済金額	31,360	31,360	31,360	31,360	31,360	156,800	一筆
⑤共済金額	—	—	—	—	—	179,200	半相殺
⑥共済金額	—	—	—	—	—	179,200	全相殺

- * **共済金額**＝引受収量×kg当たり補償金額で算出されます。共済事故が起きたときの最高補償限度額を示し、この範囲内で共済金をお支払いいたします。

共済金額＝引受収量×kg当たり補償金額

一筆方式 **156,800円**＝700 kg（＝200 kg×0.7×5筆）×224円
 半相殺方式 **179,200円**＝800 kg（＝1,000 kg×0.8）×224円
 全相殺方式 **179,200円**＝800 kg（＝1,000 kg×0.8）×224円

- * **農家負担共済掛金**＝共済金額×共済掛金率×（1-国庫負担割合）で算出されます。共済掛金率は組合別、加入方式・補償割合別、さらに個人別に過去の被害率に応じて設定されております。
- * 共済掛金率：一筆方式 8.3%、半相殺方式 8.8%、全相殺方式 7.3%の場合。
- * 国庫負担割合 55%

農家負担共済掛金＝共済金額×共済掛金率×（1-国庫負担割合）

一筆方式 **5,857円**＝156,800円×8.3%×0.45
 半相殺方式 **7,097円**＝179,200円×8.8%×0.45
 全相殺方式 **5,887円**＝179,200円×7.3%×0.45

- * 農家負担共済掛金に賦課金を加えた額を組合に納入していただくことになります。
- * kg当たり補償金額は、前年産価格をもとに国から示される金額となります。

- ◇ **ホップ** 10aほ場3筆、基準単収200kg、掛金国庫負担割合55%、kg当たり補償金額2,130円。共済掛金率：全相殺方式5.4%とした場合。

【全相殺方式】 引受収量＝基準単収×加入面積×補償割合
 480 kg＝200 kg×（30a×0.1）×0.8

共済金額＝引受収量×1 kg当たり補償金額
1,022,400円＝480 kg×2,130円

農家負担共済掛金＝共済金額×共済掛金率×（1-国庫負担割合）
24,845円＝1,022,400円×5.4%×0.45

- * 農家負担掛金に賦課金を加えた額を組合に納入していただくことになります。
- * kg当たり補償金額は、前年産価格をもとに国から示されます。



- ◇ **蚕繭** 基準収繭量 250 kg、掛金国庫負担割合 50%、kg 当たり補償金額 1,720 円、共済掛金率：3.1%とした場合。

【全相殺方式】

引受収繭量＝基準収繭量×補償割合

200 kg＝250 kg×0.8

共済金額＝引受収量×1 kg 当たり補償金額

344,000 円＝200 kg×1,720 円

農家負担共済掛金＝共済金額×共済掛金率×(1-国庫負担割合)

5,332 円＝344,000 円×3.1%×0.5

* 農家負担掛金に賦課金を加えた額を組合に納入していただくことになります。

* kg 当たり補償金額は、前年産価格をもとに国から示されます。

□ 共済金はどのように支払われます



大豆共済金の支払事例

ほ場面積各 10a、1kg 当たり補償金額 224 円。

(単位：kg)

項 目	ほ場 1	ほ場 2	ほ場 3	ほ場 4	ほ場 5	計	備 考
基準収穫量	200	200	200	200	200	1,000	50a
①引受収量	140	140	140	140	140	700	一筆
②引受収量	—	—	—	—	—	800	半相殺
③引受収量	—	—	—	—	—	800	全相殺
収穫量	50	50	100	100	100	400	
減収量	150	150	100	100	100	600	
④共済減収量	90	90	40	40	40	300	一筆
⑤共済減収量	—	—	—	—	—	400	半相殺
⑥共済減収量	—	—	—	—	—	400	全相殺

* 減収量＝(総)基準収穫量－(総)収穫量

* **共済減収量**＝((総)基準収穫量－(総)収穫量)－((総)基準収穫量×支払開始損害割合 0.2, 0.3)

共済金支払対象の基礎となる減収量をいいます。一筆方式は一筆単位で半相殺・全相殺方式は農家単位で減収量をみます。

▽ **一筆方式** **300kg** ＝ ((200 kg－ 50 kg)－ (200 kg×0.3))＋
 ((200 kg－ 50 kg)－ (200 kg×0.3))＋
 ((200 kg－100 kg)－ (200 kg×0.3))＋
 ((200 kg－100 kg)－ (200 kg×0.3))＋
 ((200 kg－100 kg)－ (200 kg×0.3))

▽**半相殺方式** **400kg** ＝ (1,000 kg－400 kg)－ (1,000 kg×0.2)

▽**全相殺方式** **400 kg** ＝ (1,000 kg－400 kg)－ (1,000 kg×0.2)

* **支払共済金** 共済減収量×kg 当たり補償金額で算出します。

▽**一筆方式** **67,200 円** ＝ 300 kg×224 円

▽**半相殺方式** **89,600 円** ＝ 400 kg×224 円

▽**全相殺方式** **89,600 円** ＝ 400 kg×224 円

* 支払共済金は被害の発生態様・ほ場の立地条件等により異なります。一筆方式は、比較的軽被害の場合には共済金の受領機会は多くなりますが、広範囲に深くわたる場合は半相殺・全相殺方式の方が補償は厚くなります。また、半相殺方式と全相殺方式は補償割合が同じですが、全相殺方式の損害評価は出荷データ等に基づくことから、より客観的な評価となります。

例 **ホップ共済金の支払事例** ほ場面積各 10a、1kg 当たり補償金額 2,130 円。(単位：kg)

項 目	ほ場 1	ほ場 2	ほ場 3	計	備 考
基準収穫量	200	200	200	600	30a
引受収量	—	—	—	480	全相殺
収穫量	50	100	100	250	
減収量	150	100	100	350	
共済減収量	—	—	—	230	全相殺

* 減収量＝総基準収穫量－総収穫量

* **共済減収量**＝（総基準収穫量－総収穫量）－（総基準収穫量×支払開始損害割合 0.2）で算出。
共済金支払対象の基礎となる減収量をいいます。

$$230 \text{ kg} = (600 \text{ kg} - 250 \text{ kg}) - (600 \text{ kg} \times 0.2)$$

* **支払共済金** 共済減収量×kg 当たり補償金額で算出します。

$$489,900 \text{ 円} = 230 \text{ kg} \times 2,130 \text{ 円}$$

例 **蚕繭共済金の支払事例 3 蚕期の例** kg 当たり補償金額 1,720 円。(単位：kg)

項 目	春蚕繭	初秋蚕繭	晩秋蚕繭	備 考
基準収繭量	200	200	200	
引受収量	160	160	160	全相殺
収繭量	50	100	100	
減収量	150	100	100	
共済減収量	110	60	60	全相殺

* 減収量＝基準収繭量－収繭量

* **共済減収量**＝（基準収繭量－収繭量）－（基準収繭量×支払開始損害割合 0.2）で算出。
共済金支払対象の基礎となる減収量をいいます。

$$\text{春蚕繭} \quad 110 \text{ kg} = (200 \text{ kg} - 50 \text{ kg}) - (200 \text{ kg} \times 0.2)$$

$$\text{初秋蚕繭} \quad 60 \text{ kg} = (200 \text{ kg} - 100 \text{ kg}) - (200 \text{ kg} \times 0.2)$$

$$\text{晩秋蚕繭} \quad 60 \text{ kg} = (200 \text{ kg} - 100 \text{ kg}) - (200 \text{ kg} \times 0.2)$$

* **支払共済金** 共済減収量×kg 当たり補償金額で算出します。

$$\text{春蚕繭} \quad 189,200 \text{ 円} = 110 \text{ kg} \times 1,720 \text{ 円}$$

$$\text{初秋蚕繭} \quad 103,200 \text{ 円} = 60 \text{ kg} \times 1,720 \text{ 円}$$

$$\text{晩秋蚕繭} \quad 103,200 \text{ 円} = 60 \text{ kg} \times 1,720 \text{ 円}$$

□ 分割評価

肥培管理が粗放だったり、不行届きのために減収したことがはっきりしている場合、また病害虫の防除が適正に行われないために減収した場合は、いずれも共済金の支払い対象となりませんので（分割評価をして共済減収量としません。）、生育・飼育に適する環境づくりには十分注意してください。

□ 無事戻し

共済掛金は掛け捨てではありません。3 年間継続して加入いただき、その間に被害が少ない場合は、「無事戻し金」としてお返ししております。